

新型インフルエンザワクチンの優先接種が始まりました



新型インフルエンザワクチンの接種は、インフルエンザによる重症化の防止に有効な手段のひとつです。ただし、万能の解決策ではなく、接種したからといって決して新型インフルエンザに感染しないわけではありません。ワクチンは当面の間、供給量に限りがあります。より必要性の高い人から接種してもらうため、国から標準的なスケジュールが示されました。実際の接種日は、医療機関の予約状況などによって異なります。医療機関への申し込み後に、ワクチンの入荷状況などにより接種日が決まります。

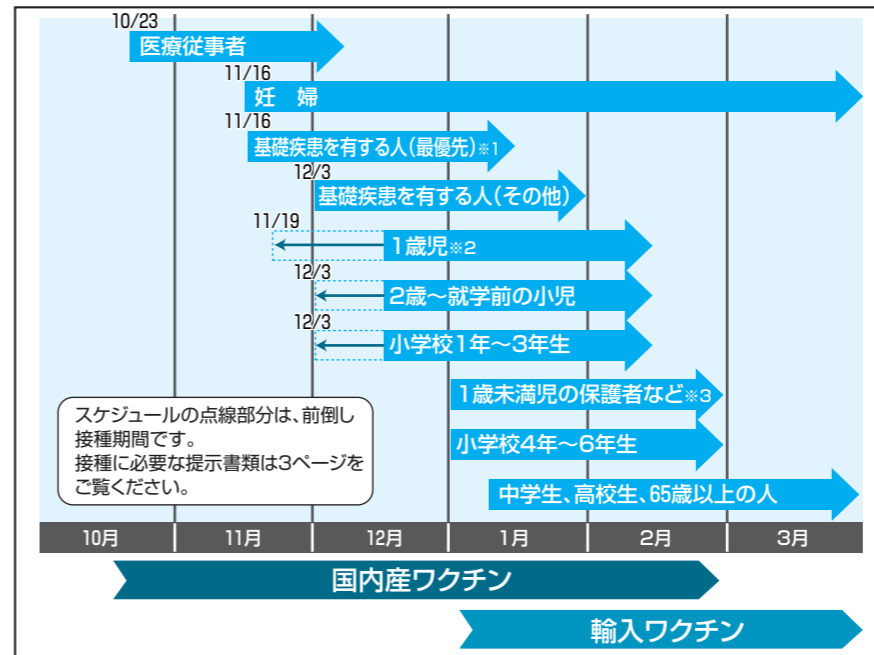
スケジュールは、今後の臨床実験や接種状況などを踏まえ、変更になる可能性もあります。

● 新型インフルエンザワクチンの有効性と安全性
国内産のワクチンは、季節性インフルエンザワクチンと同程度の効果があると期待されます。輸入ワクチンは、海外で承認されていることを前提として、国が有効性・安全性を確認してから接種を始めています。

● 優先的に接種する人
優先接種対象者で、16歳未満の人は、原則保護者の同伴が必要です。優先接種対象者以外の人に対する接種については、今後の状況に応じて決定されます。詳しい情報は、県や町の広報紙、ホームページなどをご覧ください。また、熊本県インフルエンザ総合相談窓口または健康・保険課にお問い合わせください。

新型インフルエンザの予防接種は任意です
「ワクチン接種の効果とリスク」
ワクチン接種は多くの大人に重症化の予防というメリットをもたらしますが、接種後に、はれたり、熱が出るなどの症状が見られたりするほか、まれに重篤な症状を引き起こす可能性もあります。リスクを100%排除することはできません。この点を十分理解したうえで、個人の選択により接種を受けるようお願いいたします。そのために行政は、皆さんに必要な情報を迅速に提供していきます。

優先接種者の接種スケジュール(11月13日改定)



- ※1 基礎疾患とは、厚生労働省が指定した対象となる疾患などを有しており、医師が治療経過や管理状況などを勘案して重症化のリスクが高いと判断される人とされています。詳しくはかかりつけ医にご確認ください。「基礎疾患(最優先)」とは、とくに重症化のリスクが高い人として、一定の基準に該当すると医師が判断した人です。
- ※2 1歳児は、前倒し接種期間(12月2日まで)に接種を受けることができる医療機関が指定されています。県または町のホームページをご覧ください。1歳児の前倒し接種期間以降(12月3日以降)の接種は、1歳児に対応できる受託医療機関で接種が可能ですので、かかりつけ医にご相談ください。
- ※3 1歳未満児の保護者以外に、優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない人の保護者などを含みます。

ワクチンの接種開始日など

対象者(※4)	受付開始日	接種開始日	回数	対象者(※4)	受付開始日	接種開始日	回数
妊婦		すでに開始されています	1回	1歳未満児の保護者など		ワクチン供給の状況に応じて決まり次第、県から公表されます	1回
基礎疾患(最優先)			1回(※5)	小学校4~6年生			2回
基礎疾患(その他)	すでに開始されています	12月3日(木)		中学生・高校生			当面2回(※6)
1歳児(※2)		すでに開始されています	2回	中学校1年生で、接種時に13歳になっていない人			2回
2歳~就学前の小児		12月3日(木)	2回	小学校1~3年生			1回

- ※4 対象者の区分は、接種時点の年齢および学年で行います。
- ※5 著しく免疫反応が抑制されている人は、医師に接種回数を相談してください。
- ※6 接種回数は、今後の臨床試験結果を踏まえ、判断されます。

● 接種費用を助成します

町では、新型インフルエンザによる重症化の防止のため、新型インフルエンザワクチン予防接種の費用を助成します。接種を2回希望する人は、できるだけ同じ医療機関で受けてください。
優先接種対象者に該当すると思われる人は、まずかかりつけ医にご相談ください。優先接種対象者であることの確認には、医師がカルテなどで判断する必要があります。できるだけ電話での申し込みを避け、かかりつけ医を受診する際にご相談ください。
申し込み後、ワクチンの入荷状況を踏まえて医療機関から接種日時が決められます。医療機関との連絡方法を確認しておいてください。

町が支払い手続きの契約をした医療機関以外で接種する場合

医療機関へいったん接種費用を全額支払い、次の書類を添えて、健康・保険課または武蔵ヶ丘支所で払い戻しの手続きをしてください。請求できる期間は6カ月間です。

申請に必要なもの

- ① 新型インフルエンザ予防接種済証
- ② 領収書
- ③ 印かん
- ④ 本人名義または接種者の保護者名義の通帳
- ⑤ 生活保護受給者の人は「新型インフルエンザワクチン優先接種に係る費用負担確認書」

対象者	回数	費用	補助金額	自己負担額	町が支払い手続きの契約をした医療機関で接種する場合
生活保護受給者	1回目	3,600円	3,600円	0円	①健康・保険課または武蔵ヶ丘支所で「新型インフルエンザワクチン優先接種に係る費用負担軽減確認書」(以下「確認書」)を申請し、書類を受け取ります(印かん持参)。②接種する際、医療機関に「確認書」を提出すると、窓口で無料になります。※2回目を受ける際も、同様の手続きが必要です。
	2回目	2,550円	2,550円	0円	
その他の町民	1回目	3,600円	2,600円	1,000円	医療機関窓口にある「新型インフルエンザ接種費用助成申請書兼委任状」に記入してください。
	2回目	2,550円	1,550円	1,000円	

提示書類リスト

- ① 妊婦
「母子(親子)健康手帳」
- ② 基礎疾患を有する人
「優先接種対象者証明書」
(かかりつけ医で発行を受けてください)
※かかりつけ医で接種する場合はありません。
- ③ 1歳~小学校3年生
「母子(親子)健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」などの年齢が確認できるもの
- ④ 1歳未満児の保護者など
「母子(親子)健康手帳」、「各種健康保険被保険者証」または「住民票」
- ⑤ 小学校4~6年生
「各種健康保険被保険者証」、または「住民票」などの年齢が確認できるもの
- ⑥ 中学生、高校生、65歳以上の人
「各種健康保険被保険者証」、「学生証」、「運転免許証」または「住民票」などの年齢が確認できるもの

● 接種までの流れ

1 スケジュールと接種場所の確認

優先接種の対象者に該当する人は、県や町のホームページなどをご覧になるか、かかりつけの医療機関や熊本県インフルエンザ総合相談窓口、町に問い合わせ、具体的なスケジュールと接種できる医療機関を確認してください。

2 提示書類の用意

接種を受けるときには、優先接種対象者と確認できる書類を用意してください。(書類一覧は左の提示書類リスト参照)

3 接種の予約

医療機関に予約を入れてください。

4 接種の実施

上記2の書類を持参のうえ、接種を受けてください。ワクチン接種後、接種部位が腫れるなどの反応が出る場合があります。ほとんどは軽い一過性の症状でおさまりますが、気になる症状が出たり長引いたりするときは医師に連絡をしてください。

問い合わせ	熊本県インフルエンザ総合相談窓口	☎ 333-2240 FAX 387-0167 熊本県ホームページ http://www.pref.kumamoto.jp/site/influenzasub/
	菊池保健所	☎ 0968-25-4155 FAX 0968-25-5457 (受付時間:平日9:00~17:30)
	健康・保険課 保健予防係	☎ 232-4912